# 神戸女子大学・神戸女子短期大学 教員昇任資格審査に関する内規

（目 的）

**第１条**　この内規は、神戸女子大学・神戸女子短期大学人事委員会規程第５条に基づき、神戸女子大学・神戸女子短期大学（以下、「本学」という。）教員昇任資格審査の手続き及び審査基準について定める。

（審査手続）

**第２条**　昇任の対象者は、次の要件を満たす者とする。ただし、顕著な業績を上げた者は、この限りではない。

| | |
|---|---|
| 教授昇任 | 本学で６年以上の准教授経歴を有する。 |
| 准教授昇任 | 本学で３年以上の助教、第１号講師の経歴を有する。 |

※他の大学・短期大学における教職歴も、これに準ずることとする。

２　専任教員は、昇任資格審査に拘らず、毎年定められた日までに、「教育研究業績書」を提出（更新）しなければならない。

３　人事委員会は、各学科を構成する各職位の教員数を前提にした上で、本内規に基づき昇任に関する審査を行う。

４　人事委員会の審査報告に基づき、常任理事会が総合的な判断をふまえて、昇任候補者がその職位にふさわしいと判断した時、昇任を決定する。

５　学長は、前項により昇任が決定されたときは、その結果を教授会に報告する。

（審査基準）

**第３条**　審査にあたっては、次の４つの評価領域を定め、各領域の得点を基に昇任資格審査を行う。

（1）教育業績

（2）研究業績（研究活動を含む）

（3）組織運営貢献度

（4）社会・地域貢献度

２　各評価領域の審査は、現職位の在職期間におけるものとする。ただし、過去最長 10 年以内とする。

（1）教育業績

① 最近３年間の担当コマ数（半期平均）

② 教材・教科書の作成

③ 授業内容・方法の工夫

④ 学生への支援（課外活動などの指導・支援、実習や調査などの指導、厚生面での指導・支援など）

⑤ 教育改善への努力（ＦＤへの積極的参加など）

⑥ シラバスの充実度

教育業績の配点

| 項目 | ① | ② | ③～⑥ |
|---|---|---|---|
| 配点 | 半期<br>6 コマ 2 点、<br>7 コマ以上 3 点 | ≦10 点/件 | ≦4 点<br>2 点：目的・目標はある程度達成されている。<br>3 点：目的・目標はかなり達成されている。<br>4 点：目的・目標は達成されている。 |

(2) 研究業績（研究活動を含む）

① 著書
② 学術論文
③ 研究紀要
④ 国際学会発表
⑤ 国内学会発表
⑥ 解説・総説・論説
⑦ 特許
⑧ その他

なお、「実務」、「音楽」、「美術」関係については下記に示した項目についても申請を認める。

「実務関係」（学校教育、福祉、衣、食、住関係、看護、心理など）

⑨ 教育機関、企業、研修センター、病院、福祉施設等での指導実績（講師等）
※独自の研究成果を含むものに限る。（それ以外は社会・地域貢献度に該当。）
⑩ 地域における組織の育成実績（リーダー養成など）
⑪ 研究会、研修会、講演会などでの研究発表実績
⑫ 建築設計、コンペ、コレクション、デザインコンテストなどの実績

「音楽関係」

⑬ 演奏
⑭ 作曲
⑮ 指揮
⑯ ＣＤ等製作

「美術関係」

⑰ 出品（個展等も含む。）

研究業績の配点

| 項目 | 配点 |
|---|---|
| ① 著書 | ≦30 点/篇 |
| ② 学術論文 | ≦30 点/篇 |
| ③ 研究紀要 | ≦5 点/篇 |
| ④ 国際学会発表 | ≦3 点/件 |

| 項目 | 配点 |
|---|---|
| ⑤ 国内学会発表 | ≦2 点/件 |
| ⑥ 解説・総説・論説 | ≦5 点/篇 |
| ⑦ 特許 | ≦5 点/件 |
| ⑧ その他 | ≦10 点/件 |

＊共著者数により配点を配分する。

（実務家関係）①～⑧は、上記同様

| 項目 | 配点 |
|---|---|
| ⑨ ⑩指導実績や育成実績 | ≦3 点/件 |
| ⑪ 研究発表等実績 | ≦2 点/件 |
| ⑫ コンペ等の実績 | ≦10 点/件 |

（音楽関係）①～⑧は、上記同様

| 項目 | 配点 |
|---|---|
| ⑬ 演奏 | ≦10 点/件 |
| ⑭ 作曲 | ≦10 点/曲 |
| ⑮ 指揮 | ≦5 点/件 |
| ⑯ ＣＤ等製作 | ≦5 点/件 |

（美術関係）①～⑧は、上記同様

| 項目 | 配点 |
|---|---|
| ⑰ 出品 | ≦10 点/件 |

研究活動

① 補助金採択費、科学研究費補助金採択、その他学外資金獲得
② 研究生・客員研究員等の受け入れ
③ 国内・国外機関との共同研究

研究活動の配点

| 項目 | ① | ② | ③ |
|---|---|---|---|
| 配点 | ≦10 点/件 | ≦3 点/件 | ≦3 点/件 |

(3) 組織運営貢献度

① 委員会の現職期間について、以下の評価による。

委員会委員長　　1～3 点/1 年

委員会委員　　1 点/1 年

② 出勤状況

| 週平均出勤回数 | 週 4 回未満 | 週 4 回以上 |
|---|---|---|
| 配点 | 0 点 | 3 点 |

③ 各委員会への参加状況（年平均）

| 出席回数 | 3 回未満 | 4 回未満 | 6 回未満 | 8 回未満 | 8 回以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| 配点 | 0 点 | 1 点 | 3 点 | 4 点 | 5 点 |

※ただし、委員会が重なった場合や公務による欠席は、出席扱いとする。

④ 教授会への参加状況（年平均）

| 欠席回数 | 0 回 | 1 回 | 2 回 | 3 回 | 4 回以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| 配点 | 5 点 | 4 点 | 3 点 | 2 点 | 0 点 |

※ただし、公務による欠席はカウントしない。

⑤ オープンキャンパス・入試業務の担当状況（年平均）

| 出席回数 | 10 回以上 | 9～1 回 |
|---|---|---|
| 配点 | 10 点 | 1 点/1 回 |

⑥ その他、組織運営協力度を別途加点減点する。

(4) 社会・地域貢献度

① 行政審議会等の委員
② 地域の諸行事の企画参加
③ 地域の諸行事の参加
④ 福祉その他社会的活動
⑤ スポーツ等地域リーグ等の指導
⑥ 企業内教育、大学公開講座、社会教育講座の講師
⑦ 高大連携に関する講師
⑧ その他

社会・地域貢献度の配点

| 項目 | ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|---|
| 配点 | ≦5 点/件 | ≦3 点/件 | ≦2 点/件 | ≦2 点/件 |
| 項目 | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ |
| 配点 | ≦3 点/件 | ≦3 点/件 | ≦3 点/件 | ≦3 点/件 |

3　昇格審査対象者資格必要最低点

昇任審査を受ける全ての教員は、教育業績及び研究業績について、以下の最低条件を満たした上で、下記表の各評価項目において、表記の得点に達した場合は、昇任審査対象者としての資格を得る。

(1) 教育業績については、業績②を除く各項目の得点が２点以上であること

(2) 研究業績については、研究業績①～③の項目の合計得点が、准教授昇任については３点以上、教授昇任については６点以上含まれていること

| | 教授昇任 | 准教授昇任 |
|---|---|---|
| 教育業績 | ≧15 | ≧10 |
| 研究業績（研究活動含む） | ≧35 | ≧25 |
| 組織運営貢献度 | ≧20 | ≧15 |
| 社会・地域貢献度 | ≧10 | ≧ 5 |
| 合　計 | ≧80 | ≧55 |

（改 廃）

**第４条**　この内規の改廃は、人事委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

**附　則**

1　この内規は、令和５年 10 月１日から施行する。

2　この内規の施行に伴い、神戸女子大学・神戸女子短期大学教員昇任資格審査基準は廃止する。